

国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	地権者の所在が不明な農地の集約化
提案者	非公表

制度の所管・関係府省庁	法務省、農林水産省
関係法令	民法 206 条

提案内容	<p>集約化の対象となる農地において、地権者の所在が不明な場合は、一定期間の公示を経たうえで、対象となる地権者の過半数以上の同意をもって、集約化の事業を推進。</p>
提案に対する回答	<p>【法務省】</p> <p>民法第206条は、所有者は「法令の制限内において」所有権を行使することができる旨を規定しており、仮に、本提案を実現するとすれば、これを可能とする旨の法制上の措置が別途必要であるが、そのような法制上の措置の要否を検討すべきは、農地に関する政策を所管する農林水産省である。</p> <p>したがって、本提案については、農林水産省において回答を作成すべきである。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>民法は法務省の所管法令であるため、法務省の対応方針が明らかでない以上、仮に農林水産省が対応を求められたとしてもお答えしかねる。</p>

【関係法令抜粋】

民法（明治二十九年法律第八十九号）

（所有権の内容）

第二百六条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。